

## 一般社団法人 西福岡青色申告会 定款 (抜粋)

### 第12章 補 則

(納税貯蓄組合)

第55条 本会は納税貯蓄組合を置き、組合長1名を置く。

(労働保険事務組合)

第56条 本会は労働保険事務組合を置く。

(簡易保険払込団体)

第57条 本会は簡易保険団体払込制度を利用する。

2 簡易保険団体払込制度により生じる割引額の一部又は全部を本会の活動目的に利用する。

(委 任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

---

平成25年11月分をもちまして簡易保険団体払込みの要件である最低契約件数15件を割ってしまった為、団体取扱廃止となりました。よって第57条を削除致します。

多い時で300万円から簡易保険取扱手数料収入がありましたが、郵政民営化の影響で団体取扱いの内容が変わり、簡易保険団体構成員から事業主以外の家族等が外され、事業主のみしか加入出来なくなりました。その上、事業主契約で新規の契約をしても団体に入れてもらえないようになりまして15件を割るのを待つだけになり、遂に平成25年11月分の払込みをもちまして14件となり廃止する事となりました。

今まで加入して会の財政に寄与して下さった皆様ありがとうございました。

平成25年12月4日 廃止処理手続完了

別紙参照 簡易保険払込団体決算報告書 P13